

記入例

【売上高減少額方式 算定様式】 ※ 大企業・中小企業・個人事業主が選択可能

※売上高は消費税及び地方消費税を除きます。

(単位：円)

令和元年又は令和2年いずれかの5月の売上高	-	令和3年5月の売上高	=	売上高減少額
14,000,000		1,000,000		13,000,000

売上高減少額	÷	31日	×	0.4	=	協力金日額(端数処理前)
13,000,000						167,742

協力金 日額	×	協力日数	=	当該店舗の申請額(★)
168,000		20		3,360,000

最大20万円 下限なし  
(千円未満の端数は千円単位に切上)

【県内全域】

売上高減少額方式は措置区域内か区域外かにかかわらず、共通の算定方法になります。  
ただし、その他地域の店舗については上限額が「20万円」か「前年又は前々年いずれかの5月の1日当たり売上高に0.3を乗じた額」のいずれか低い額となります。